

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：特別支援教育費 目：特別支援教育振興費

事業名 特別支援教育医療的ケアサポート事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 特別支援教育課 教育企画係

電話番号：058-272-1111(内8687)

E-mail：c17783@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,098 千円 (前年度予算額：1,839 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,839	113	0	0	0	0	0	0	1,726
要求額	2,098	345	0	0	0	0	0	0	1,753
決定額	2,098	345	0	0	0	0	0	0	1,753

2 要 求 内 容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

※医療的ケア：学校教育を受けるために必要な健康保持のための医療行為及び日常的・応急の手当

・「学校における医療的ケアの今後の対応について(通知)」(平成31年3月20日30文科初第1769号文部科学省初等中等局長)により学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際の留意すべき点についての整理

・R3.9.18「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行。それまで、医療的ケア児に対する支援は、児童福祉法において「努力義務」とされていたが、この法律により「責務」となったことにより、更なる体制の充実が必要

(2) 事業内容

校内医療的ケア実施体制の整備

- ・各学校の共通する重要事項について、マニュアル等を策定。
- ・総括的な管理体制を整備するために、教育、福祉、医療関係者及び保護者代表からなる運営協議会を設置する。
- ・看護師の配置された学校に「指導医」を委嘱・派遣し、校内委員会やケア時、医療的ケアに関する研修や会議において適切な指導及び助言を受ける。
- ・主治医と指導医との見解の相違等があった場合には、運営協議会の医師に合議を受ける。
- ・緊急時の個別マニュアルの作成のために、看護師による主治医訪問を実施する。
- ・看護師の支援や研修を実施するために、岐阜県看護協会と連携する。
- ・看護師及びその補助的行為に当たる教職員を対象とした医療的ケアに関する研修を実施する。

- ・市町村教育委員会や市町村立小・中・義務教育学校とへの支援体制の構築。
- ・各学校における医療的ケアの体制整備を推進するために、学校担当者からなる担当者会を設置する。
- ・文部科学省が主催する医療的ケアに関する連絡協議会に参加する。
- ・委託業者への業務委託契約による医療的ケア児の通学支援モデル事業を実施し、事業内容の検討を進める。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・医療的ケアのための看護師配置事業（切れ目ない支援体制整備充実事業）一部利用（国庫補助率1/3）

(4) 類似事業の有無

- ・本県：緊急雇用創出特別対策事業により看護師を配置（平成14～15年度 3校4人）

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	963	指導医謝金等
旅費	418	指導医、看護師費用弁償等
委託料	679	通学支援業務委託
使用料	3	会場使用料等
消耗品費	10	医療的ケア用消耗品
役務費	25	診療情報提供書作成料
合計	2,098	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第4次岐阜県教育振興基本計画

(2) 国・他県の状況

- ・「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」（平成31年3月20日30文科初第1769号文部科学省初等中等局長）

医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に学校で教育を受けることができるように、教育委員会及び学校は、児童生徒の状況に応じ、看護師等による体制を構築すること。

- ・R3.9.18「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
医療的ケア児に対する支援について、この法律により「責務」となった。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

特別支援学校に在籍する重度の障がいのある児童生徒が、学校の授業に安全に参加できるように医療的ケアの実施体制を整備する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						
②						

○指標を設定することができない場合の理由

看護師が医療的ケアを実施することが事業内容であり、指標の設定になじまない

（これまでの取組内容と成果）

令和 4 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師研修会を年2回実施し、各学校においてヒヤリハット事例の検証や情報交流を行った。 ・医療的ケア運営協議会（6/20（月）10/17（月）1/16（月））を医師、看護師、学識経験者、保護者代表、校長、養護教諭、保健主事代表、県関係部局等で意見聴取及び情報共有を行った。 <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和 5 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師研修会を年2回実施し、各学校においてヒヤリハット事例の検証や情報交流を行った。 ・医療的ケア運営協議会（10/16（月）1/15（月））を医師、看護師、学識経験者、保護者代表、校長、養護教諭、保健主事代表、県関係部局等で意見聴取及び情報共有を行った。 <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>
令和 6 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師研修会を年2回実施し、各学校においてヒヤリハット事例の検証や情報交流を行った。 ・医療的ケア運営協議会（7/3（水）10/2（水）1/17（金））を医師、看護師、学識経験者、保護者代表、校長、養護教諭、保健主事代表、県関係部局等で意見聴取及び情報共有を行った。 <p>指標① 目標：___ 実績：___ 達成率：___ %</p>

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断) 3:増加している 2:横ばい 1:減少している 0:ほとんどない 	
(評価) 3	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校で学ぶ重度の障がいのある児童生徒にとって、安全な学校教育活動のために不可欠である。 ・令和3年度の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行以降、医療的ケア児やその家族への支援の必要性は年々高まっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか) 3:期待以上の成果あり 2:期待どおりの成果あり 1:期待どおりの成果が得られていない 0:ほとんど成果が得られていない 	
(評価) 2	<ul style="list-style-type: none"> ・現在までのところ、医療的ケアに関わって、看護師の適切な対応のおかげで、生命の危険に至る問題はない。 ・現場の教員が授業に専念することができる。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか) 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている 	
(評価) 2	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心な医療的ケアの確保ができるよう校内委員会に指導医を招聘し、短時間で効率的に指導を受けている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 ・緊急時の対応策や医療に関する専門的な研修等による安心・安全な医療的ケア実施の担保。 ・総括的な管理体制を整備するための、新たな対応が求められる医療的ケアの取扱いの検討。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか ・児童生徒の安全な学校教育活動のため、今後も継続して実施する。 ・看護師の支援、研修を実施するために、岐阜県看護協会と連携する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由 や期待する効果 など	【〇〇課】